

第 6 章 地方公務員制度

第6章 地方公務員制度

第1節 地方公務員の概念と種類

1 地方公務員の概念

地方自治法第112条第1項で、「地方自治団体においては、その事務を分掌するため必要な行政機構と地方公務員を置く。」と規定されている。地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法で定められている（地方自治法第112条第4項）。

韓国の場合、警察官、消防官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第112条第5項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表6-1〉地方自治団体公務員の定員推移

年	地方公務員
2013	291,324
2014	295,587
2015	302,313
2016	307,566
2017	317,096
2018	330,884
2019	346,236

参考：e—国家指標 地方公務員の定員（※2020年4月以降、消防官は国家公務員に統一された。それ以前は大半の消防官が地方公務員であったため、本表には消防官の数を含む。）

2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

（1）経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが予想される職業公務員

ア 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在、3職群、46職列、113職類がある（地方公務員任用令第3条別表1）。

イ 特定職公務員

特殊分野の業務を担当する公務員であるが、公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員その他特殊分野の業務を担当する公務員として法律で指定された公務員である。

（2）特殊経歴職公務員

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務の担当又はそのような業務を補助する公務員として法令又は条例により政務職として指定する公務員

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令、条例等により別定職公務員として指定する公務員。

〈図表 6－2〉職種別人数（現員）

（2019年12月31日現在）

職種	全体	高位 公務員	一般職			特定職			政務 職	別定 職
			一般 職	研究 職	指導 職	消防 職	教育 職	警察 職		
合計	337,084	241	273,571	3,756	4,363	53,367	792	145	241	608
構成比 (%)	100	0.07	81.16	1.11	1.29	15.83	0.23	0.04	0.07	0.18

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人数統計」（2019年12月31日時点）

※図表 6－1 と同様本表では消防職を地方公務員として扱っている。また、高位公務員とは、政府の主要政策の重要な役割を担う「高位公務員団」に属する公務員（室・局長級職員が中心）のことであり、ここでは地方自治団体の副知事などを務める国家公務員を指す。

第2節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2019年12月31日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は337,084名（うち女性132,563名）であり、そのうち、地方公務員が337,004名（うち女性132,558名）、国家公務員が80名（うち女性5名）である。

2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、いわゆる職務職階制である職位分類制が採られている。すなわち、全ての職位を職務の種類・困難性及び責任度に応じて階級及び職級別に分類し同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一の報酬が支給されるよう分類することとされている（地方公務員法第22条）。地方自治団体の長は、大統領令の定めるところに従い職位分類制の適用を受ける全ての職位をいずれかの職級に配分決定しなければならないと、随時、その職級を再審査し必要と認める場合は改正しなければならないとされている（地方公務員法第23条）。

現在、一般職の職級は1級から9級までとされている。（地方公務員法第4条）

〈図表 6－3〉 一般職地方公務員の職級別人数（現員）（2019年12月31日現在）

職級	人数	構成比
1級	8	0.00%
2級	81	0.03%
3級	398	0.15%
4級	3,030	1.15%
5級	18,284	6.91%
6級	79,924	30.21%
7級	81,885	30.95%
8級	44,332	16.76%
9級	36,630	13.84%
合計	264,572	≒100%

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人事統計」（2019.12.31 現在）

※本表は任期制職員等を除いて集計されているため、図表 6－2 の一般職公務員の人数と合計が異なる。

3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

（1）沿革

1988年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政安全部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近6年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大していた。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部（現行政安全部）長官の承認を受けなければならないが、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている。

このような中で、1998年のIMF危機に際して、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第15875号、1998年8月31日改定）附則第6条において、新標準定員算定方法が定められるまでは

適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治団体別に定める定員によることとなった。

(2) 現行制度（総額人件費制）

2005年に総額人件費制試験運用のため「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、2007年には地方自治団体の組織管理は標準定員制から総額人件費制に移行することとなった。

ア 総額人件費制の概念

総額人件費内での組織・定員、報酬、予算を各機関の特性に合わせて自立的に運営できるが、その結果に責任を負う制度

イ 総額人件費制の目的

各機関は、成果向上のため総額人件費内での組織・報酬制度を効果的インセンティブとして活用、成果中心の行政組織運営が可能

ウ 制度運営方針

(ア) 機関運営の自律性向上

機構・定員調整、手当の新設・統合・廃止、節減予算等の自律的活用促進

(イ) 成果と補償の連携強化

手当等の調整及び予算節減で成果インセンティブが拡大

(ウ) 自立と責任の調和

機関運営結果を組織の事業評価及び次年度の総額人件費編成等に反映し、自律と責任を対応させる

2014年「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、地方自治団体が行政条件の変化に弾力的に対応するための、さらに自律的な組織管理が可能な基準人件費制(行政安全部が基準人件費のみ提示し、定員の管理は行わない)が導入された(地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定第4条)。

第3節 地方人事機関

1 任用権者

地方自治団体の長(特別市・広域市・道又は特別自治道の教育監を含む)は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところにより補助機関、その所属機関の長、地方議会事務次長(又は事務局長あるいは事務課長)、教育委員会の事務局長に委任することができる(地方公務員法第6条)。

なお、当該地方自治団体に所属する5級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の提請により所属長官を経て大統領が任命し、6級以下の国家公務員については地方自治団体の長の提請により所属長官が任命する(地方自治法第112条第6項)。

2 人事委員会

(1) 委員会の構成(地方公務員法第7条)

地方自治団体の長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に設置され、

16～20名の委員で構成される（ただし大統領令の定めにより人口10万未満の地方自治団体では7～9名の委員で構成することも可能）。このうち、外部委嘱委員は過半数にしなければならない。

委員は、当該地方自治団体の公務員及び次の各号に該当する人事行政に関して学識と経験が豊富な者の中から地方自治団体の長が任命又は委嘱する。委員の資格要件に関して必要な事項は大統領令で定められる。

- ア 裁判官・検事又は弁護士の資格を有する者
- イ 大学で助教授以上の職にある者又は初・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者
- ウ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）
- エ 非営利民間団体支援法による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長
- オ 上場法人の役員又は「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、被成年後見人など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任できる。

(2) 委員会の機能（地方公務員法第8条）

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員補充計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事と関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

(3) 会議（地方公務員法第10条）

委員長が必要と判断した時に招集され、委員長と委員が会議ごとに指定（任用権の委任を受けた機関に置く人事委員会の場合には、その機関の長が指定）する8名の委員で構成し、外部委嘱委員が全体の2分の1以上でなければならない（7～9名の委員で構成された人事委員会の会議は委員全体で構成する）。

定足数は在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数賛成で議決する。

(4) 事務職員（地方公務員法第11条）

事務職員として幹事及び書記が置かれる。幹事及び書記は、当該地方自治団体の機関の長が所属公務員の中から任命する。

3 訴請審査委員会

(1) 概要（地方公務員法第13条）

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者別に地方訴請委員会、教育訴請審査委員会を置く。

(2) 構成（地方公務員法第 14 条）

委員会は、16～20 名の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は過半数以上でなければならない。委員長 1 名は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる（地方公務員法第 14 条）。

委員は、次の中から特別市長、広域市長、道、特別自治道知事又は教育監が、任命又は委嘱する。

ア 裁判官・検事、弁護士

イ 大学で法律学を担当する准教授以上の職にある者

ウ 当該地方自治団体所属の局長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は 2 年で再任できる。

第 4 節 任用・試験制度と運用

1 任用

(1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績・勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている。ただし、地方自治団体の長は大統領令で定めるところにより、障害者、理工系専攻者、低所得層等について任用・昇進・転補など人事管理上の優待と実質的男女平等を実現するための積極的な政策を実施することができる（地方公務員法第 25 条）。

(2) 外国人と複数国籍者の任用

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員として事実上採用されているだけであったが、2002 年 12 月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力の行使又は政策決定その他国家保安及び機密に係る分野を除いては、外国人を公務員として任用することができるとしている。（地方公務員法第 25 条の 2）

また、複数国籍者については①国家の存続と憲法基本秩序維持のための国家安全保障分野②内容が漏えいした場合国家又は地方自治団体の利益を害する保安・機密分野③外交、国家間利害関係と関連する政策決定及び執行等複数国籍者の任用が不適合な分野のいずれかに該当する分野として、大統領令で定める分野への任用については、地方自治団体の長により制限ができるとしている（地方公務員法第 25 条の 2、地方公務員法施行令第 3 条の 6 第 2 項）。

(3) 補職の原則

韓国では、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、新規任用、昇進任用、降任、転職及び転補などの方法により補充する（地方公務員法第 26 条）。

(4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用（退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一

定地域居住者任用等 13 種類) が認められている (地方公務員法第 27 条)。なお、新規任用に当たっては、5 級公務員の場合 1 年間、6 級以下の公務員の場合、6 ヶ月間を試用期間としている (同法第 28 条)。

(5) 人事交流

行政安全部と地方自治団体、広域自治団体と基礎自治団体との交流が活発に行われている。制度的には、人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し地方自治団体の長に人事交流を勧告することにより行われている (地方公務員法第 30 条の 2)。

このほか、地方自治団体の長は、他の地方自治団体の長の同意を得て、その所属公務員を転入できる (地方公務員法第 29 条の 3)。

ア 国と地方の交流

教育部長官又は行政安全部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育部又は行政安全部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育部又は行政安全部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け入れなければならないこととされている。

イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流

市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、当該地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け入れなければならないこととされている。

2 試験実施

(1) 受験資格 (地方公務員法第 34 条)

韓国では 1973 年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放している。2009 年、一般職については最低年齢制限のみを設け、上限の年齢制限を撤廃した (特定職 (警察・消防等) については上限の年齢制限あり)。

(2) 試験実施機関

5 級以上の公務員の経歴競争任用試験等・公開競争昇進試験・一般昇進試験及び転職試験は、任用権者の要求により、教育部長官又は行政安全部長官が実施する。ただし、5 級公務員としての一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験等は任用権者の要求により、市・道人事委員会が実施することができる (地方公務員任用令第 42 条の 2)。

6 級、7 級及び特殊業務分野に従事する公務員の新規任用試験は市・道単位で当該市・道人事委員会が実施する。なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については別途、大統領が定める機関で実施する。

8 級及び 9 級公務員の新規任用試験、6 級ないし 8 級公務員の昇進試験、6 級以

下の公務員の転職試験(研究職から一般事務職に変更する等の職域変更の際に必要とされる試験)は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材確保のためあるいは試験管理上必要と認める場合には、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる(地方公務員法第32条)。

(3) 昇進試験の方法

一般昇進試験は昇進候補者名簿の高順位者順に総欠員の2倍から5倍の数の人員の範囲内の者に対して実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により合格者を決定する。公開競争昇進試験は5級公務員の昇進に限るが、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持と有能な公務員を抜てきするためが必要な場合に実施し、試験成績によって合格者を決定する(地方公務員法第39条の2)。

3 新規任用・昇進の方法

(1) 新規任用

地方自治団体の長は、当該地方自治団体の人事委員会が実施した新規任用試験の合格者を大統領令の定めるところに従い新規任用候補者名簿(2年上限)に登載しなければならない。5級公務員の新規任用試験が実施された場合には大統領令で定めるところにより市・道知事及び教育監がその合格者を新規任用候補者名簿(2年上限)に登載しなければならない。なお、試験実施機関の長は、必要であれば、1年の範囲内で新規任用候補者名簿の有効期間を延長することができる(地方公務員法第36条)。

新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長はその名簿に登載された者の中から公務員を採用するに当たっては、新規任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内(任用定員の3倍の数の成績上位者)から任命しなければならない。市長・郡守・区庁長及び任用権の委託を受けた者が公務員の新規任用をしようとする場合には新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長に任用候補者の推薦を要請しなければならない(地方公務員法第37条)。

(2) 昇進

階級間の昇進任用は、原則勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われることとされている。

一方で、1級ないし3級公務員への昇進任用は能力と経歴を考慮し行われる。具体的には、1級公務員への昇進は直近下級の公務員の中から行い、2級及び3級公務員への昇進は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用する。

また、5級公務員への昇進任用に当たっては昇任試験を経るが、必要な場合には大統領令の定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。

6級以下の公務員への昇進任用に当たっては必要と認める場合には大統領令の定めるところにより昇進試験を併用することができる。昇任試験による昇進は昇任試験合格者の中から大統領令で定める昇進任用順位によって任用する。

ただし、公開競争昇進試験又は市・道単位別で実施した技術職5級以下の公務員

及び研究又は特殊技術職の公務員中5級公務員に相当する公務員への一般昇進試験に合格して昇進候補者名簿に登載された者の任用方法は新規任用と同様に昇進任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内（任用定員の3倍の数の成績上位者）から任命するといった方法が採られる。

昇進任用に当たっては人事委員会の事前審査を経ることとされている。なお、市・郡・区の副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査の場合は、人事委員長の職務は、委嘱委員の中から互選された者が行う。

任用権者は大統領令が定めるところに従い勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証による順位によって職級別に昇進候補者名簿を作成する。ただし、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために市・道知事は市長・群守・区庁長と協議し、該当市・道及び市・郡・区所属の技術職6級以下公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員中6級以下公務員に相当する公務員について市長・郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿を基に大統領令で定めるところにより市・道単位別で昇進候補者名簿を統合して作成することができる（地方公務員法第37条～第39条）。

なお、優秀公務員等に対しては特別昇進の途が開かれている（地方公務員法第39条の3）

第5節 勤務条件

1 勤務時間・休暇

公務員の勤務に関する事項は、地方公務員法又は同法に基づく大統領令で規定する事項を除いては、地方自治団体の条例で定める（地方公務員法第59条）。

一日の勤務時間は9時から18時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて40時間、土曜日は休業することが原則となっている（地方公務員服務規程第2条）。

2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定める（地方公務員法第45条）。

特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定。

また、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した報酬制度が部分実施されている。

一般職俸給表については、職位に応じて職級が1級から9級まで、号俸が1号俸から32号俸に分かれている。

〈図表6-4〉一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定公務員等の俸給表

(2020.1.7改定/月支給額 単位：ウォン)

階級・職務等級 号俸	1級	2級	3級	4級・6等級	5級・5等級	6級・4等級	7級・3等級	8級・2等級	9級・1等級
---------------	----	----	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

1	4,081,400	3,674,300	3,314,900	2,841,100	2,538,900	2,094,500	1,879,600	1,675,800	1,642,800
2	4,224,500	3,810,600	3,437,600	2,957,200	2,641,600	2,191,900	1,965,300	1,757,200	1,665,400
3	4,371,200	3,948,700	3,563,900	3,075,100	2,748,100	2,292,500	2,056,100	1,843,100	1,703,100
4	4,521,200	4,088,200	3,691,100	3,195,700	2,858,800	2,395,200	2,151,500	1,930,700	1,755,800
5	4,674,800	4,229,500	3,820,400	3,318,100	2,972,300	2,501,000	2,250,300	2,021,800	1,823,600
6	4,830,300	4,371,100	3,951,000	3,441,500	3,088,200	2,609,700	2,351,500	2,115,100	1,928,800
7	4,988,100	4,514,500	4,083,000	3,566,200	3,205,900	2,718,700	2,453,400	2,208,800	1,993,500
8	5,147,300	4,657,800	4,215,500	3,691,400	3,325,100	2,828,000	2,555,900	2,298,700	2,075,300
9	5,308,700	4,802,000	4,349,100	3,817,100	3,444,600	2,937,700	2,653,400	2,384,600	2,153,500
10	5,470,900	4,946,100	4,482,600	3,942,500	3,565,000	3,040,500	2,746,500	2,465,700	2,228,800
11	5,633,000	5,091,000	4,616,200	4,069,200	3,677,400	3,138,100	2,834,300	2,544,400	2,300,600
12	5,800,400	5,240,700	4,754,800	4,188,300	3,785,900	3,234,200	2,920,600	2,621,300	2,372,000
13	5,968,800	5,391,400	4,883,600	4,299,800	3,888,900	3,324,600	3,002,500	2,695,100	2,440,400
14	6,137,600	5,527,700	5,003,200	4,403,800	3,984,900	3,410,000	3,080,800	2,765,600	2,506,900
15	6,285,100	5,653,600	5,113,300	4,501,700	4,075,600	3,492,000	3,155,500	2,833,400	2,570,300
16	6,416,100	5,768,800	5,216,100	4,594,000	4,160,900	3,568,800	3,226,300	2,898,800	2,631,800
17	6,532,300	5,874,900	5,311,600	4,679,900	4,241,200	3,642,100	3,294,200	2,959,900	2,691,800
18	6,635,800	5,971,800	5,400,300	4,759,900	4,317,000	3,711,400	3,359,200	3,019,200	2,747,600
19	6,728,400	6,061,500	5,482,400	4,834,800	4,388,400	3,777,200	3,420,300	3,076,000	2,802,600
20	6,811,500	6,143,200	5,559,300	4,904,700	4,455,300	3,839,100	3,478,600	3,130,300	2,855,100
21	6,888,000	6,217,900	5,630,400	4,970,100	4,518,300	3,898,600	3,534,200	3,182,100	2,904,600
22	6,956,100	6,286,500	5,696,400	5,031,400	4,577,400	3,954,600	3,586,700	3,231,800	2,952,000
23	7,013,700	6,349,200	5,757,200	5,088,900	4,633,300	4,007,200	3,637,400	3,279,100	2,997,200
24		6,400,500	5,814,000	5,143,100	4,685,400	4,057,200	3,685,600	3,324,800	3,040,600
25		6,449,500	5,860,700	5,192,700	4,734,800	4,104,900	3,731,200	3,368,100	3,082,100
26			5,905,200	5,234,700	4,781,300	4,149,800	3,775,000	3,410,200	3,119,600
27			5,946,500	5,273,500	4,819,800	4,192,500	3,812,000	3,445,200	3,151,800
28				5,310,500	4,856,800	4,228,300	3,846,400	3,478,900	3,182,900
29					4,890,800	4,261,900	3,879,800	3,510,800	3,212,800
30					4,923,900	4,295,000	3,911,600	3,541,700	3,241,900
31						4,325,700	3,941,500	3,571,700	3,270,500
32						4,354,700			

第6節 地方公務員の労働基本権

憲法第7条第1項で「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」

とされ、憲法第 33 条第 2 項で「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第 58 条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外のことによる集団行動を全て禁止している。

2005 年 1 月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律（以下、「公務員労組法」）が制定され、6 級以下の一般職公務員等は労働組合活動が可能になり、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務処長・中央選挙管理委員会事務総長・人事革新処長（行政府を代表する）・特別市長・広域市長・道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）又は特別市・広域市・道の教育監と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。

〈図表 6 - 5〉 地方公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権	団体行動権（争議権）
韓国	○ ただし、加入できるのは 6 級以下の一般職公務員等に限られる（公務員労組法 5、6 条）。	○ 団体協約を締結する権限を有する。ただし、団体協約のうち、法令、条例等で規定される内容等は団体協約としての効力を有しない（公務員労組法 8 ～ 10 条）。	× 争議行為等は禁止されている（公務員労組法 11 条）。
日本	○ ただし、管理職員等は管理職員等以外の職員と同一の職員団体を組織することができない。また、警察職員及び消防職員は団結が禁止されている（地方公務員法 52 条）。	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない。ただし、法令、条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる（地方公務員法 55 条）。	× 争議行為等は禁止されている（地方公務員法 37 条）。

第 7 節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、誠実の義務、服従の義務、職場離脱禁止、親切・公正義務、宗教中立の義務、秘密厳守の義務、清廉の義務、外国政府からの栄誉を受ける場合の許可制、品位保持の義務、営利業務の兼職禁止、政治運動の禁止、集団行為の禁止を規定している（地方公務員法第47条～第58条）。なお、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法の他、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている（地方公務員法第59条）。

2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁として懲戒処分が行われる。懲戒処分には、罷免・解任と降格・停職・減俸・譴責がある（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う（地方公務員法第72条）。

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に訴請審査委員会に審査を請求できる（地方公務員法第67条）。審査委員会の審査・決定を経なければ行政訴訟を提起できない（地方公務員法第20条の2）。

3 身分保障

（1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分又は法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任又は免職処分を受けないこととされている。ただし、1級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しないこととされている（地方公務員法第60条）。

（2）休職

公務員が、心身の故障のため長期療養を必要とする場合（1年以内）、兵役に就く場合（服務期間満了まで）などにおいては、任用権者は本人の意思にかかわらず休職を命ずることができる。また、国際機構・外国機関・国内外の大学・研究機関・他の国家機関（採用期間）又は大統領令で定める民間企業その他の機関（3年以内）に臨時に採用されるとき、海外留学をするとき（3年以内、やむを得ない場合2年延長可）、教育部長官又は行政安全部長官が指定する研究機関や教育機関で研修を受けるとき（2年以内）、8歳未満の子を養育するときや妊娠・出産の場合（1年以内、女子公務員の場合3年以内）（任用権者はこの場合の休職を理由に不利な処遇をしてはならないとされる）、事故・疾病等で長期間の療養を要する親（配偶者の親を含む）・配偶者・子・孫の看護が必要なとき（1年以内かつ在職期間中合わせて3年以内）、外国で勤務・留学・研修することとなる配偶者に同行するとき（3年以内、やむを得ない場合2年延長可）、職務関連の研究課題遂行や自己開発のために学習・研究するとき（1年以内）は、任用権者は、休職願を受けて休職を命ずることができる（地方公務員法第63条、第64条）。

（3）降任

任用権者は、職制若しくは定員の変更又は予算の減少などにより職位がなくなっ

たり下位の職位に変更され、過員が生じたときは、本人の同意がある場合には所属の公務員を降任することができる（地方公務員法第 65 条の 4）。

（4）免職

任用権者は公務員が次の各号のいずれかに該当する場合には職権で免職をさせることができる。

ア 次のいずれかに該当する場合で職位がなくなったり過員が生じたとき

（ア） 地方自治団体を廃置・分合・合併したとき

（イ） 職制及び定員が改正又は廃止されたとき

（ウ） 予算が削減されたとき

イ 休職期間の満了又は休職事由の消滅後に職務に復帰しなかったり職務に耐えることができないとき

ウ 転職試験で 3 回以上不合格者として職務遂行能力が不足すると認定されたとき

エ 徴兵検査・入営又は招集の命令を受けて正当な理由なくこれを忌避したり軍服務のために休職中の者が在営中に軍務を離脱したとき

オ 刑事事件で起訴され待機命令を受けたものが、その期間中能力又は勤務成績の向上が見込まれないと認定されたとき

カ 当該職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失したり免許が取消され担当職務を遂行することができなくなったとき

任用権者は免職を命ずるときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

また、任用権者は上記ア（（ア）～（ウ））に基づいて免職を行う場合には、任用形態・業務実績・職務遂行能力・懲戒処分事実等を考慮して免職基準を定めなければならないとされている。この免職基準を定めるときやこの事由による免職対象者を決定するときにはあらかじめ当該人事委員会の議決を経なければならないとされている（地方公務員法第 62 条）。

（5）定年

他の法律に特別な規定がある場合を除いて 60 歳とする。定年に達する日が 1～6 月の間であれば 6 月 30 日に、7～12 月の間であれば 12 月 31 日に退職する（地方公務員法第 66 条）。

（6）名誉退職

公務員として 20 年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。地方自治団体の廃置・分合・合併、職制と定員の改廃、又は予算の減少などにより廃職又は過員を生じた場合には、勤続 20 年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。なお、再び経歴職公務員として就職した場合などには返還しなければならないとされている。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して

必要な事項は大統領令で定めることとされている（地方公務員法第 66 条の 2）。

第 8 節 職員研修

全ての公務員は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされ、教育部長官又は行政安全部長官は公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行い、地方自治団体の長及び各級監督職位にある公務員は日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うこととされている（地方公務員法第 74 条）。

これを受けて、地方公務員教育訓練法、地方公務員教育訓練法施行令が定められ、各地方自治団体では条例が定められている。

地方自治団体の長は所属地方公務員の体系的な能力開発のために 5 年単位の教育訓練基本計画を策定し、これに基づく年度別施行計画により推進しなければならない。教育訓練基本計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機関の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他に教育訓練のために必要な事項が記載される（地方公務員教育訓練法第 5 条）。日本の各地方自治団体の研修に比べ、研修課程・期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育研修院が設置されており、おもにそこで実施されている。また、5 級以上の地方公務員（5 級昇進候補者を含む）に対する教育訓練は、「公務員人材開発法」第 4 条第 1 項に基づいて、行政安全部長官所属に設置される専門教育訓練機関で実施する。（地方公務員教育訓練法第 8 条第 3 項）

公務員教育研修院以外の研修としては、次の 3 つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託教育訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外委託教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修